三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第九　まだら本州日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,500トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第十　まだら北海道太平洋

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

26,400トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準
青森県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業	試行水準

第十一　まだら北海道日本海

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

13,500トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道日本海沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道日本海その他大臣許可漁業	試行水準

○特許庁告示第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社技術トランスファーサービスから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月八日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第４号 第１１号 第１３号 第２４号 第２９号 第３９号 第５０号 第５４号 第５７号 第５８号	株式会社 技術トランスファーサービス	（東京オフイス） 東京都港区赤坂一丁目１２番３２号 （大阪オフイス） 大阪府大阪市北区梅田３丁目３番４５号